

物件」に改め、同条中第九項を第十項とし、第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「美観風致を維持し、又は向上する」を「良好な景観を形成し、又は風致を維持する」に、「若しくは」を「又は」に、「表示する」を「表示し、又は設置する」に、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項中「広告物を掲出する物件」を「これらの表示のために設置する掲出物件」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出をした政治団体が政治活動のために表示し又は設置するはり紙、はり札、広告旗又は立看板で、規則で定める基準に適合するものについては、第四条第一項の規定は適用しない。

第七条中「及び第四条」を削り、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「これら」を「同条」に改め、同条に後段として次のように加える。

その期間内にこの条例の規定による許可の申請があつた場合において、その期間の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、その申請に対する処分がされるまでの間も、同様とする。

第七条の二第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「はり札」の下に「、広告旗、立看板」を加え、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 法第十条第二項第三号イに規定する登録試験機関が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
第八条及び第十条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十一条中「一」を「いずれかに」に改め、同条第一号及び第二号中「第六条第七項」を「第六条第八項」に改める。

第十二条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「取消された」を「取り消された」に改め、同条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十三条第一項を次のように改める。

知事は、この条例の規定又はこの条例の規定に基づく許可に付した条件に違反した広告物又は掲出物件については、当該広告物を表示し、若しくは当該掲出物件を設置し、又はこれらを管理する者に対し、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は五日以上の期限を定め、これらの除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

第十三条第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条の次に次の五条を加える。

（除却した広告物等の保管に係る公示事項）

第十三条の二 法第八条第二項の条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
- 二 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所及びこれらを除却した日時

三 保管を始めた日時及び保管の場所

四 前三号に掲げるもののほか、保管した広告物又は掲出物件を返還するため必要と認められる事項
(除却した広告物等の保管に係る公示の方法等)

第十三条の三 法第八条第二項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

一 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して二週間(法第八条第三項第一号に掲げる広告物にあつては、二日間)、規則で定める場所に掲示すること。

二 法第八条第三項第二号に掲げる広告物又は掲出物件にあつては、前号の公示の期間が満了しても、なおその広告物又は掲出物件の所有者、占有者その他当該広告物又は掲出物件について権原を有する者の氏名又は名称及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を県公報に掲載すること。

2 知事は、保管した広告物又は掲出物件に係る一覽簿を作成し、これを一般の閲覧に供しなければならない。

(広告物等の価額の評価の方法)

第十三条の四 法第八条第三項の規定による広告物又は掲出物件の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物又は掲出物件の使用期間、損耗の程度その他当該広告物又は掲出物件の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物又は掲出物件の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等の売却の手續)

第十三条の五 法第八条第三項の規定による保管した広告物又は掲出物件の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物又は掲出物件その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物又は掲出物件については、随意契約により売却することができる。

2 前項に定めるもののほか、保管した広告物又は掲出物件の売却の手續に関し必要な事項は、規則で定める。

(公示の日から売却ができるまでの期間)

第十三条の六 法第八条第三項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める期間とする。

一 法第七条第四項の規定により除却された広告物 二日

二 特に貴重な広告物又は掲出物件 三月

三 前二号に掲げる広告物又は掲出物件以外の広告物又は掲出物件 二週間

第十四条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「をして」を「にして」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十五条中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に、「なつたもの」を「なつた者」に、「なした」を「した」に改める。

第十六条第一項及び第二項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第三項中「又は広告物を掲出する物件」を「若しくは掲出物件」に改め、同条第四項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十七条中「、第四条」を削り、「第六条第六項又は同条第九項」を「第六条第七項又は同条第十項」に改める。

第十七条の二第一項中「、第三条第一項又は第四条第一項に規定する地域、場所又は区域で」を削り、「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第三項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第四項第一号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「形状」の下に「、材質」を加え、同条第八項から第十項までの規定中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第十七条の三第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、同条第二項第二号中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改め、「形状」の下に「、材質」を加え、同条第四項中「広告物協定を締結した」を「広告物協定地区内において広告物を表示し、又は掲出物件を設置する」に改め、「必要な」の下に「指導又は」を加える。

第十八条を次のように改める。

(屋外広告業の登録)

第十八条 屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2 前項の登録の有効期間は、五年とする。

3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4 前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がされなるときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、更新の登録がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第十八条の次に次の十条を加える。

(登録の申請)

第十八条の二 前条第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者(以下「登録申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した登録申請書

を知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

- 二 秋田県の区域(秋田市の区域を除く。以下同じ。)内にある営業所の名称及び所在地
- 三 法人にあつては、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。)の氏名
- 四 未成年者にあつては、その法定代理人の氏名及び住所
- 五 第十八条の九第一項の業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称

2 前項の登録申請書には、登録申請者が第十八条の四第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第十八条の三 知事は、前条第一項の規定による登録申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第十八条の四 知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 第二十条第一項の規定により登録を取り消され、その処分があつた日から二年を経過しない者
- 二 屋外広告業者(第十八条第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第二十条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分があつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分があつた日から二年を経過しないもの
- 三 第二十条第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 四 法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わる、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 五 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- 六 法人でその役員のうち第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの
- 七 第十八条の九第一項の規定による業務主任者の選任をしていない者

2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(変更の届出)

第十八条の五 屋外広告業者は、第十八条の二第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第十八条の二第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第十八条の六 知事は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十八条の七 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知つた日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 秋田県の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十八条の八 知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき又は第二十条第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(業務主任者の設置)

第十八条の九 屋外広告業者は、第十八条の二第一項第二号の営業所ごとに、次に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

一 第七条の二第二項第二号に掲げる者

二 第十九条第一項の講習会の課程を修了した者

三 他の都道府県又は指定都市等の行う広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会の課程を修了した者

四 職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であつて広告美術
仕上に係るもの

五 知事が、規則で定めるところにより、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者

2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括に関するを行うものとする。

一 この条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

二 広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

三 第十八条の十一の規定による帳簿の記載に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第十八条の十 屋外広告業者は、第十八条の二第一項第二号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、規則で定める標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第十八条の十一 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第十八条の二第一項第二号の営業所ごとに、その営業に関する帳簿を備え、規則で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第十九条第一項中「広告物を掲出する物件」を「掲出物件」に改める。

第二十条を次のように改める。

(登録の取消し等)

第二十条 知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 不正の手段により屋外広告業者の登録を受けたとき。

二 第十八条の四第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三 第十八条の五第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 法に基づく条例又はこれに基づく処分を違反したとき。

2 知事は、前項の規定により営業の全部又は一部の停止を命じようとするときは、秋田県行政手続条例(平成八年秋田県条例第四号)第十三条第一項